2025年4月25日

各　　位

会社名　　株式会社エルアイイーエイチ
（コード番号：5856　東証スタンダード市場）
代表者名　　代表取締役社長　　下岡　寛
問い合わせ　経理部長　　山口　和也
（TEL. 03-6458-6913）

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2025年３月27日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025年３月27日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。

当社は、本日開催の取締役会で、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1.　改善計画の策定方針

当社は、2024年11月18日付「ガバナンス委員会の答申書受領のお知らせ」にて公表のとおり、ガバナンス委員会による答申書（以下「本答申書」といいます。）において、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けております。

当社は、本答申書において指摘された事項（①福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）のコンプライアンス意識の欠如や経営者としての人格の異常性にあり、福村氏の行っていることの中には、明確な犯罪行為（特別背任罪）に該当するものが含まれていて、暴言等の行為は悪質な人格攻撃、脅迫行為でありパワーハラスメントを越える犯罪行為というべきものが含まれている。②ガバナンスの問題として、取締役会、監査等委員会による牽制機能が脆弱となっていた。）及び（①福村氏の影響力を排除して、経営体制を見直す必要がある。②指名報酬委員会を設置し、社外役員を過半数とする。③取締役会・監査等委員会等によるガバナンス機能を強化する。④役員経費精算のルールの改善と運用を徹底する。⑤企業風土の刷新に向けた役員や管理職以上の社員に対する、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びパワーハラスメント防止に関する研修を継続的に実施する。⑥内部通報窓口の機能充実と周知徹底を行う。）再発防止のための提言を真摯に受け止め、一部の役員報酬の自主返納を行うとともに再発防止策を策定し取り組んでおります。

このたび、特別注意銘柄に指定されたことから、上記の再発防止策の各事項が十分であるか再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、以下の具体的プロセス及び実施計画のもと、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、内部管理体制の再

構築に取り組んでまいります。なお、本年６月開催予定の定時株主総会において、組織体制の改革のため、役員構成の変更を付議する予定です。

プロセス		実施スケジュール
1	原因分析（ガバナンス委員会答申書を踏まえて、当社として改めて行う分析）	2025 年３月 27 日～2025 年４月 20 日
2	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の再検討	2025 年４月 20 日～2025 年５月 12 日
3	再発防止策にかかる当社の方針のお知らせ	2025 年４月 25 日
4	特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討・改善計画案の策定	～2025 年５月 12 日(予定)
5	日本取引所自主規制法人へ改善計画書案を提出	2025 年５月 12 日(予定)
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2025 年６月 27 日(予定)

なお、再発防止策について、2025 年３月 27 日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」に記載の「①経営体制の見直し」「③前代表取締役に対する責任追及」については以下のとおり一部実施しております。

・2024 年 12 月 20 日付「取締役福村康廣の解任に関するお知らせ」のとおり、臨時株主総会において、当社の取締役であった福村氏が取締役から解任されました。

・2024 年 10 月８日付「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、１億 1853 万 3362 円（福村氏の役員報酬等）及び１億 3200 万円（福村氏が自己口座に不正送金）の損害賠償請求をしております。

・2024 年 11 月 18 日付「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ２」のとおり、福村氏が、当社の取締役会の承認を経ずに１件当たり 300 万円超、合計 1 億 6860 万円の経費支出を行った行為について不法行為と判断し、１億 7996 万円の損害賠償請求をしております。

2. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実行してまいります。なお、上記の内容およびスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上